

## 亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年1月30日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 浅田 晴彦

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

令和7年度財政援助団体等監査

#### 2 監査の対象年度

令和6年度

#### 3 監査の対象

- (1) かめおか霧の芸術祭実行委員会、公益財団法人亀岡市スポーツ協会及び一般社団法人亀岡市観光協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 生涯学習部文化芸術課及び生涯スポーツ課並びに産業観光部商工観光課の財政的援助等に係る事務の執行について

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

##### (2) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

令和6年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。

監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

### (2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
かめおか霧の芸術祭 実行委員会	令和7年9月12日から 令和8年1月30日まで	令和7年10月8日
公益財団法人亀岡市 スポーツ協会		
一般社団法人亀岡市 観光協会		令和7年10月9日

## 7 監査委員の除斥

一般社団法人亀岡市観光協会の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、関本孝一監査委員を除斥して行った。

## 第2 監査の結果

### 1 かめおか霧の芸術祭実行委員会の概要及び結果

#### (1) 団体の概要

##### ア 設立の目的・事業

かめおか霧の芸術祭実行委員会（以下、「霧の芸術祭実行委員会」という。）は、亀岡を包む「霧」を象徴としてとらえ、その景観美や地域と生きる人の営み、そこから生み出されるものなど、亀岡の多様な魅力を、文化芸術を通じてとらえ直し、市内外に発信するとともに、新たな文化資源・観光資源の創出や地域活性化を図ることを目的としている。

この目的を達成するため、亀岡の魅力を活かしながら芸術大学の学生や地域の住民、地元の芸術家など様々な人々とともに持続可能な年間を通した芸術祭になるよう事業を実施している。

イ 組織（令和7年3月31日現在）

(ア) 役員等	委員長	1人
	副委員長	1人
	委員	19人
	総合プロデューサー	1人
	監事	2人
	顧問	1人
	(イ) 事務局	事務局長
事務局次長		1人
事務局職員		4人

(2) 補助金の概要

令和6年度に亀岡市から霧の芸術祭実行委員会へ交付された補助金総額は21,000,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
文化芸術事業補助金	20,000,000	文化芸術プロジェクト
文化芸術事業補助金	1,000,000	KIRI CAFE 関連プロジェクト
計	21,000,000	

(3) 監査の結果

ア 霧の芸術祭実行委員会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 文化芸術事業補助金（文化芸術プロジェクト分）の交付申請書及び実績報告書において、予算書及び決算書がプロジェクトごとに区分されており、文化芸術事業補助金交付要綱第3条に定める経費ごとの内訳が記載されていないため、補助金の対象となる経費か否かの判断ができないものがあった。

文化芸術事業補助金交付要綱において、補助金の対象となる経費を定めていることから、交付申請及び実績報告にあたっては、補助金の対象となる経費ごとに、その金額を明らかにされたい。

(イ) 会計処理について、単式簿記・現金主義が用いられているが、事業の継続性や予算規模を踏まえ、複式簿記・発生主義による会計処理が可能な会計システムの導入を検討するなど、会計処理や財政状態の透明性の向上に努められたい。

#### イ 生涯学習部文化芸術課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 文化芸術事業補助金（文化芸術プロジェクト分）の交付申請書及び実績報告書において、提出された予算書及び決算書がプロジェクトごとに区分されており、文化芸術事業補助金交付要綱第3条に定める経費ごとの内訳が記載されていないため、文化芸術事業補助金交付要綱に基づき適正に交付決定及び交付確定ができているか判断できないものがあった。

文化芸術事業補助金交付要綱で補助金の対象として定めている経費ごとの金額を、交付申請書及び実績報告書において明らかにするよう改善指示されたい。

(イ) 予算規模を踏まえ、複式簿記による会計処理が可能な会計システムの導入を検討するなど、会計の透明性の向上が図れるよう指導されたい。

## 2 公益財団法人亀岡市スポーツ協会の概要及び結果

### (1) 団体の概要

#### ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること
- (イ) スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導
- (ウ) 亀岡市内の少年スポーツの育成
- (エ) スポーツ施設の管理運営事業
- (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### イ 組織（令和7年3月31日現在）

- (ア) 役員等
  - 理事 22人  
（うち会長1人、副会長3人、専務理事1人）
  - 監事 2人
  - 評議員 23人
- (イ) 事務局
  - 事務局長 1人
  - 事務職員 3人
  - 嘱託職員 1人

### (2) 補助金の概要

令和6年度に亀岡市からスポーツ協会へ交付された補助金総額は43,717,985円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金	34,375,133	スポーツ協会の運営に係る人件費に対する補助
公益財団法人亀岡市スポーツ協会運営活動補助金	6,770,200	スポーツ協会等の事業運営・活動に要する経費に対する補助
計	41,145,333	

### (3) 指定管理料の概要

令和6年度に亀岡市からスポーツ協会へ支払われた亀岡市社会体育施設（6箇所）に係る指定管理料は3,900,000円である。

その内訳は、管理費となっている。

### (4) 監査の結果

#### ア スポーツ協会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務について、時間外勤務命令簿を確認したところ、専務理事の命令によって事務局長の時間外勤務が行われていた。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則には、会長は、必要があると認めるときは、勤務時間を延長し、又は休日においても職員を勤務させることができると定められている。また、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専務理事の専決事項には、事務局長の時間外勤務に関することは含まれていなかった。

また、事務局長の労働条件通知書を確認したところ、時間外勤務手当の支給は無しと記載されていたが、実際には手当が支給されていた。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 嘱託職員の時間外勤務手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づいた支払いがなされていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(ウ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金について、正確な金額で実績報告がなされていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体から提出された交付申請書及び実

績報告書を確認したところ、団体の正式名称が記載されていないものや、補助金の対象経費かどうか不明確なものが見受けられた。また、請求書においても、団体の正式名称が記載されていないものや、請求金額及び請求先を砂消しゴムで消して修正しているものが見受けられた。

提出された書類のチェックを確実に言い、適正な事務処理をされたい。

(オ) 指定管理について、基本協定書に定める管理責任者の変更届、目的外使用許可申請書及び自主事業を実施する場合の業務計画書並びに仕様書に定める月次報告・年次報告の添付書類が提出されていなかった。

基本協定書及び仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

(カ) 月読橋第3球技場の目的外使用許可について、亀岡市が行うべき事務をスポーツ協会が行っていた。

適正な事務処理をされたい。

#### イ 生涯学習部生涯スポーツ課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 事務局長の時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

また、労働条件通知書と実態に不一致が生じることのないよう指導されたい。

(イ) 嘱託職員の時間外勤務手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。

適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(ウ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金について、正確な金額で実績報告がなされていなかった。

適正な事務処理を行うよう指導されたい。また、提出された実績報告書等を確認する際には、関係書類についても十分に精査されたい。

(エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体から提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、団体の正式名称が記載されていないものや、補助金の対象経費かどうか不明確なものが見受けられた。また、請求書においても、団体の正式名称が記載されていないものや、請求金額及び請求先を砂消しゴムで消して修正しているものが見受けられた。

補助金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導されたい。

(オ) 指定管理について、基本協定書に定める管理責任者の変更届、目的外使用許可申請書及び自主事業を実施する場合の業務計画書並びに仕様書に定める月次報告・年次報告の添付書類が提出されていなかった。

基本協定書及び仕様書に基づき適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(カ) 指定管理について、基本協定書に基づきスポーツ協会から提出された、利用料金の承認申請、再委託に係る申請及び管理計画書の承認申請に対し、承認手続きが取られていなかった。

基本協定書に基づき、適正な事務処理をされたい。

(キ) 月読橋第3球技場の目的外使用許可について、亀岡市が行うべき事務をスポーツ協会が行っていた。

適正な事務処理を行うよう指導されたい。また、当該事務については、亀岡市が行うよう是正されたい。

### 3 一般社団法人亀岡市観光協会の概要及び結果

#### (1) 団体の概要

##### ア 設立の目的・事業



(3) 監査の結果

ア 観光協会に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。